

## 宮津与謝消費生活センターの運営に関する年度協定書

宮津市、伊根町及び与謝野町（以下「関係市町」という。）は、平成 23 年 4 月 1 日付けで締結した宮津与謝消費生活センター（以下「センター」という。）の運営に関する協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

## （目的）

第 1 条 この協定は、平成 23 年度におけるセンターの運営に要する経費に係る関係市町の負担金の額及びその他の事項を定めることを目的とする。

## （協定期間）

第 2 条 この協定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

## （負担金の額及び請求と精算）

第 3 条 関係市町の負担金の額は、次のとおりとする。

宮 津 市 176,072 円  
伊 根 町 34,244 円  
与謝野町 201,684 円

- 2 前項の負担金は、宮津市が伊根町及び与謝野町（以下「両町」という。）へ 4 月及び翌年 3 月に請求するものとし、両町は、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
- 3 宮津市が両町へ前項に規定する各月に請求する負担金の額は、両町それぞれの負担金の額の 2 分の 1 相当額とする。ただし、過不足が生じた場合は、翌年 3 月の請求で精算するものとする。

## （協議）

第 4 条 この年度協定書に定めのない事項又はこの年度協定書の条項について疑義が生じたときは、関係市町が協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、関係市町記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

宮津市字柳縄手 345 番地の1

宮津市長 井上正嗣

与謝郡伊根町字日出 651 番地

伊根町長 吉本秀樹

与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地1

与謝野町長 太田貴美